

薬生水発 0930 第 1 号  
令和元年 9 月 30 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿  
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿  
各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 改正水道法等の施行について

水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。)は、平成 30 年 12 月 12 日に公布され、これに伴う水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成 31 年政令第 153 号)が公布され、同法は令和元年 10 月 1 日より施行される。また、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成 31 年政令第 154 号。以下「改正令」という。)及び水道法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第 57 号。以下「改正規則」という。)が公布された。

改正法の趣旨等については、「『水道法の一部を改正する法律』の公布について」(平成 30 年 12 月 12 日付け生食発 1212 第 7 大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)により通知されたところであるが、改正法による改正後の水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)等の施行に関して、全般にわたる改正の趣旨、内容及び留意点について、下記のとおり、とりまとめたので通知する。

ただし、水道施設台帳の整備(法第 22 条の 3 関係)については、別途通知する。

また、各都道府県におかれては、貴管下の市及び特別区並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

### 記

#### 第 1 法の目的規定(法第 1 条関係)

##### 1 改正の趣旨

我が国の水道は、平成二十九年度末において九十八%という普及率に達し、水道は、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものとなっている。

一方で、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足等から大規模な災害の発生時に断水が長期化するリスクに直面している。また、我が国が本格的な人口減少社会を迎えること

から、水需要の減少に伴う水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の経営環境の悪化が避けられないと予測されている。さらに、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進むなど、水道事業等は深刻な課題に直面している。

こうした状況は、水道事業が主に市町村単位で経営されている中であって、特に小規模な水道事業者において深刻なものとなっている。

今回の法改正においては、こうした状況を踏まえ、水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成等を図ることにより、水道の基盤の強化が求められることを法律上明記した。

## 2 改正内容

- ・ 法第1条の目的規定について「水道を計画的に整備し」などとしていたのを「水道の基盤を強化する」に改めることとした。
- ・ 「水道の基盤を強化する」とは、水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成等を図ることにより、水道事業等に係る人的・物的・財政的基盤を強化し、平成25年3月に策定された新水道ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指すものである。

なお、改正前の目的規定に定められた「計画的に整備」することや「水道事業を保護育成する」ことは「水道の基盤を強化」することに含まれるものである。

## 第2 関係者の責務の明確化（法第2条の2関係）

### 1 改正の趣旨

水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村及び水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、それぞれの果たすべき責務を規定することとした。

### 2 改正内容

- ・ 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないこととした。
- ・ 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこととした。

なお、「水道事業者等の間の連携等」とは、二以上の水道事業者等がその事業に係る業務を共同して実施すること又は水道事業者等が他の水道事業者等にその事業に係る業務を委託することをいうものである。

- 具体的な「水道事業者等との連携等」の形態としては、事業統合、経営の一体化（同一の経営主体が複数の水道事業等を経営）、管理の一体化（水質管理、施設の維持管理又は事務の共同実施や共同委託、会計システムの共同化等）、施設の共同化（浄水場、配水池、水質検査施設の共有又は共同設置）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2に定める事務の代替執行、技術的支援、人事交流等が考えられる。
- 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこととした。  
 なお、市町村の区域内における水道事業者等の連携等については市町村に係る責務とし、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の連携等については都道府県に係る責務としたものである。
- 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないこととした。

### 第3 水道の基盤を強化するための基本的な方針（法第5条の2関係）

#### 1 改正の趣旨

水道の基盤強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組む観点から、法第2条の2第1項に定める国の責務である水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定の一環として、厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることにより、その政策的な方向性を明らかにすることとしたものである。

これは、水道の基盤の強化については、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、様々な課題を総合的に解決することが求められており、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保等についての考え方等について、厚生労働大臣が一定の方向性を定め、これに基づき、各都道府県が計画区域内の水道事業者等に対して講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定することが効果的であると考えられたためである。

#### 2 改正内容等

- 厚生労働大臣は、基本方針を定めるものとし、基本方針においては、水道の基盤の強化に関する基本的事項、水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項その他の事項を定めることとした（法第5条の2第1項及び第2項関係）。
- 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした（法第5条の2第3項関係）。
- 基本方針は今後の水道事業等の目指すべき方向性を示すものであり、都道府県は、基本方針に基づいて、水道基盤強化計画を定めるものとした。

- ・ 基本方針については、厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会における審議を踏まえ、令和元年9月30日に厚生労働大臣告示として公布された。

#### 第4 水道基盤強化計画（法第5条の3関係）

##### 1 改正の趣旨

市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多い。人口減少社会の到来により水道事業等を取り巻く経営環境の悪化が予測される中で、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするためには、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進が重要である。

広域連携の実現に当たっては、連携の対象となる水道事業者等との利害関係の調整に困難を伴うが、広域連携には、第2の2で記載したとおり、様々な形態があることを踏まえ、地域の実情に応じ、最適な形態が選択されるよう調整を進めることが重要である。

そうした中であって、都道府県においては、法第2条の2第2項に定める責務にあるように、市町村を超えた広域的な見地から広域連携の推進役として積極的な関与が期待されるものである。

そのため、水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、都道府県に対して、広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画を主体的に策定することができる権限を与えたものである。

##### 2 改正内容

- ・ 都道府県は、基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができるものとし、水道基盤強化計画においては、計画区域を記載するほか、おおむね、水道の基盤の強化に関する基本的事項、水道基盤強化計画の期間、計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項その他の事項について定めることとした（法第5条の3第1項から第3項まで関係）。
- ・ 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村及び水道事業者等の同意を得なければならないこととした（法第5条の3第4項関係）。

なお、「計画区域内の市町村及び水道事業者等の同意」については、関係市町村等の議会の同意まで求めるものではなく、当該計画区域内の市町村及び水道事業者等が水道基盤強化計画を策定する会議の構成員となっている場合であれば、当該会議における合意を上記同意として解しても差

し支えない。

- ・ 二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができることとし、都道府県は当該要請があった場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとした（法第5条の3第5項及び第6項関係）。
- ・ 要請に当たっては、基本方針に基づいて、当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、提示しなければならないこととした（改正規則による改正後の水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第1条の2関係）。
- ・ 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に広域的連携等推進協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聴かなければならないこと、その他の水道基盤強化計画に関する所要の規定を設けることとした（法第5条の3第7項から第10項まで関係）。

### 3 留意事項等

#### ア 全般的事項

- ・ 都道府県においては、水道基盤強化計画の策定に当たり、区域の水道事業者等から事業遂行上の人的・物的・財政的課題やその対応策を聞き取った上で、将来の見通し等のシミュレーション等の実施も含め、水道の基盤の強化を図る上での各種取組の方向性を検討し、関係者からの意見聴取や必要な利害調整を行って、水道の基盤の強化に向けたイメージを具体化させることが重要である。
- ・ 水道事業者等においては、都道府県による水道基盤強化計画の策定の検討に当たって、必要となる情報（水道施設の更新を含む事業計画、財務状況、既の実施している広域連携や官民連携の事例の詳細等）の提供など、必要な協力をされたい。
- ・ 都道府県の区域全体の水道の基盤の強化を図る観点からは、経営に関する専門知識や高い技術力等を有する区域内の水道事業者等が中核となって、他の水道事業者等に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うことが重要である。そのため、都道府県は、当該中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の水道の基盤を強化する取組を推進されたい。

#### イ 計画区域の設定

- ・ 都道府県は、都道府県の区域全体の水道の基盤の強化を図る観点から、区域内の水道事業者等の協力を得つつ、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して設定した計画区域において、その計画区域全体における水道

事業等の全体最適化の構想を描く観点から水道基盤強化計画を策定されたい。なお、都道府県による広域連携の推進は、市町村間のみの協議による広域連携を排除するものではなく、また、都道府県境をまたぐ広域連携を排除するものではない。

- ・ 水道基盤強化計画の策定に当たっては、各都道府県の実情を踏まえ、計画区域を各都道府県で1つと定め、計画区域内に各圏域を定めることも、各都道府県内で計画区域を複数に分けて、それぞれの計画区域ごとに水道基盤強化計画を策定することも可能である。

#### ウ 水道基盤強化計画の期間に関する事項

水道基盤強化計画の期間は、概ね10年から15年程度とすることが望ましい。なお、維持管理に関する事項に関しては、アセットマネジメントを勘案して、別途その期間を定めても差し支えない。

#### エ 二以上の市町村による都道府県に対する計画策定の要請に関する手続き

要請の際に提示しなければならない水道基盤強化計画の「素案」とは、想定する計画区域、同区域における水道の現況及び水需要の見通し等を示した上で、想定する連携等推進対象区域（法第5条の3第2項第5号に定める都道府県及び市町村による水道事業者等との連携等の推進の対象となる区域をいう。）及び同区域における連携内容に関しても、可能な限り、その概要を明らかにしたものをいうものである。

#### オ 水道基盤強化計画の策定後における手続き

- ・ 都道府県は、水道基盤強化計画を策定又は変更したときは、関係書類を添えて遅滞なく厚生労働省に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者に通知されたい。
- ・ 水道事業等を取り巻く諸条件の著しい変動又は水道基盤強化計画の内容について重要な変更を行うべき事由の発生により当該計画を改定すべきであると認められる場合には、都道府県は、当該計画を速やかに改定するよう措置する必要がある。この場合において、改定の手続き等については、水道基盤強化計画の策定の手続き等に準じて行われたい。

## 第5 広域的連携等推進協議会（法第5条の4関係）

### 1 改正の趣旨

各都道府県の区域において市町村の区域を超えた広域連携の推進を行うため、都道府県は、水道基盤強化計画の策定を目的とする場合に限らず、当該区域内の水道事業者等をはじめとした関係者を構成員として、必要な協議を行うための場を設けることができることとした。

## 2 改正内容等

- 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することができるものとした（法第5条の4第1項関係）。なお、同協議会については、都道府県が定める区域毎に当該都道府県内で複数設置することは差し支えない。
- 広域的連携等推進協議会は、都道府県、広域的連携等推進協議会の区域をその区域に含む市町村、協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道水の供給を受ける水道水供給事業者並びに都道府県が必要と認める者をもって構成するものとした（法第5条の4第2項関係）。

なお、市町村と水道事業者等が同一の場合には、一人の者の出席で足りるものである。
- 広域的連携等推進協議会において協議が調った事項については、広域的連携等推進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとした（法第5条の4第3項関係）。

## 第6 事業の休廃止に関する事項（法第11条関係）

### 1 改正の趣旨

今回の法改正においては、これまで、法令上詳細に規定されていなかった水道事業等の全部又は一部の休止及び廃止（以下「事業の休廃止」という。）に係る手続き及び許可基準を規則において定めることとともに、地方公共団体以外の水道事業者（その給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）は、事業の休廃止の許可の申請に際して、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととした。

### 2 改正内容

#### (1) 事業の休止及び廃止の申請手続き（規則第8条の3関係）

法第11条第1項に規定する許可を申請する水道事業者等は、申請書に、休廃止計画書及び以下の書類を添えて厚生労働大臣に提出することとした。

ア 事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

イ 休廃止する給水区域を明らかにする地図

ウ 給水人口が5千人を超える水道事業を運営する地方公共団体以外の水道事業者にあつては、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類

このうち、「ア 事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容については、休廃止する区域内において給水契約がないことを示す書類や他の手段による水の確保が確認できる書類をいうものである。

なお、水道事業等の一部の廃止の許可があったときの法第6条の規定に基づく認可の範囲については、規則第8条の3第3項第5号の規定に基づいて廃止計画書に記載された廃止後の給水区域、給水人口（水道用水供給事業にあっては給水対象）及び給水量の内容に修正されたものになる。

(2) 事業の休止及び廃止の許可基準（規則第8条の4関係）

事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第11条第1項に規定する許可をしてはならないこととした。

「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことは、許可の申請の内容に基づいて具体的に判断されるべきものであるが、水道事業にあっては、休廃止しようとする給水区域において給水契約がないこと又は休廃止しようとする区域において給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられる。

なお、「他の手段による水の確保が可能であること」については、他の水道事業による給水が行われる又は、新たな水の確保の方法、衛生対策並びに負担すべき事項及びその額等を提示した上で、休廃止しようとする区域における給水契約の相手方全員に対して同意を得る必要がある。水道用水供給事業にあっては、休廃止しようとする給水対象の水道事業者の合意が得られている必要がある。

(3) 地方公共団体以外の水道事業者による市町村への協議（法第11条第2項及び改正令による改正後の水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第4条関係）

法第11条第2項及び令第4条において、給水人口が5千人を超える水道事業を経営する地方公共団体以外の水道事業者については、その事業の休廃止に関する許可の申請に当たり、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととしている。

これは、市町村以外の者が水道事業を経営しようとする場合、認可申請の際に、水道事業を経営することについて、水道事業者が水道事業の休廃止の権限を有することも含めて、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得ているものであるが、一定規模以上の水道事業の休廃止は水道事業の経営に関する市町村の判断に対して大きな影響を与えることが考えられるためである。

一方、給水人口が5千人以下の水道事業を経営する地方公共団体以外の水道事業者においても、水道事業の休廃止は市町村の判断に対して一定の影響を与えるものであることから、事業の休廃止の申請に当たっては、あらかじめ給水区域をその区域に含む市町村と十分に相談されたい。

## 第7 供給規程に関する事項（法第14条関係）

### 1 改正の趣旨

水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、水道事業等を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要である。



一方で、独立採算が原則である水道事業にあって、現状においても、水道料金に係る原価に将来の更新費用が適切に見積もられていないため水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある。

こうした中で、今回の法改正においては、水道事業等を安定的かつ持続的に運営する観点から、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を原則として水道料金により確保できるよう、料金が健全な経営を確保することができる公正妥当なものであることを法律上明示的に規定するとともに、規則において料金の算定方法等を明確化することとした。

また、水道料金の算定方法に関して、地方公共団体が水道事業を営営することを前提とした料金の算定方法に加え、新たに地方公共団体以外の者が水道事業を営営することを前提とした料金原価の算定方法を明確化することとした。

## 2 改正内容等

### (1) 供給規程における料金の位置付けの明確化（法第 14 条第 2 項関係）

供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとした。

なお、「健全な経営を確保」とは、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を営営する状態をいうものである。

### (2) 水道料金の算定方法

#### ア 水道事業者が地方公共団体である場合（規則第 12 条関係）

- ・ 法第 22 条の 4 第 2 項の規定により水道事業者が事業に係る収支の見通しを作成するよう努めることとされたことを踏まえ、料金原価の算定方法について、新たに以下の技術的細目を規定することとした。

(ア) 事業に係る収支の見通しを作成するに当たり、30 年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、規則第 12 条第 1 項第 1 号イからハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね 3 年後から 5 年後までの期間について算定されたものであること。

(イ) 料金は (ア) の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。

(ウ) (ア) 以外の場合には、料金がおおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

- ・ 規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づく収支の試算を行っていない水道事業者は、試算を行うまでの間、(ウ) に基づき料金の算定を行うことになるが、法の趣旨を踏まえ、速やかに収支の試算を行っ

た上で上記（ア）に基づく料金の算定手法に移行すること。

イ 水道事業者が地方公共団体以外である場合（規則第12条の2関係）  
水道事業者が地方公共団体以外である場合の料金原価の算定方法について、新たに、アと同様の技術的細目を規定することとした。

その際、地方公共団体による水道事業の経営を前提とした現行の規定の「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに、電気事業やガス事業で用いられている「事業報酬の額」を用いることとした。事業報酬の額には、支払利息や配当金等が含まれる。

### （3）その他

適切な資産管理に基づき、水道施設の計画的な更新等を行うためには、原価に含まれない将来の建設改良費等については、その費用を利潤から内部留保する必要があるが、公正妥当な料金として資産維持費を原価に含めることとされているが、これまで資産維持費の具体的内容が法令上明示されていなかったことから「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」と明確化することとした。

## 第8 水道施設の適切な管理に関する事項（法第22条の2及び法第22条の4関係）

### 1 水道施設の維持及び修繕（法第22条の2関係）

#### （1）改正の趣旨

高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行している今日、水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図ることが重要である。

そこで、水道事業者等が行うべき水道施設の維持及び修繕に関する規定を設けるとともに、規則にその基準を規定することとした。

#### （2）改正内容等

##### ア 水道施設の維持及び修繕に関する義務（法第22条の2関係）

- ・水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、規則で定める基準に従い、その維持及び修繕を行わなければならないこととした。

なお、「維持」とは、水道施設の運転、保守、巡視、点検、清掃等の水道の機能を保持するための事実行為であって工事を伴わないものをいい、「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として機能が発揮できる原状程度に復旧することをいうものである。

- ・法第24条の3第1項の規定により業務の委託を受けた水道管理業務受託者及び法第24条の4第3項に定める水道施設運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。）であって、当該水道施設の利用に係る料金を当該運営等を行う者が自らの収入として收受す

る事業をいう。)に係る公共施設等運営権(以下「水道施設運営権」という。)を有する者をいう。)については、その業務の範囲内において水道施設の維持及び修繕に関する義務を負うことになる。

#### イ 水道施設の維持及び修繕に関する基準(規則第17条の2関係)

水道事業者等が行う水道施設の維持及び修繕に関する基準として、次に掲げる事項を規定することとした。

(ア) 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況等を勘案し、水道施設の運転状態を監視し、適切な時期に巡視を行う。その上で、水道施設を維持するために、清掃等の措置を講ずる。

(イ) 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視等の適切な方法により点検する。

(ウ) 水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能で、水密性を有するコンクリート構造物については、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で点検を行う。

(エ) 点検等により、水道施設の損傷、腐食、劣化等の異状を把握したときは、水道施設を良好な状態に保つために修繕等の措置を講ずる。

- 水道事業者等は、上記のコンクリート構造物について点検を行った場合は、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならないこととする。
- 水道事業者等は、上記のコンクリート構造物について、損傷、腐食、劣化等の異状を把握し、修繕を行った場合は、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならないこととする。
- また、道路法(昭和27年法律第180号)第32条に基づき道路の占用の許可を受けている水道事業者等については、同法第39条の8の規定に基づき、占有物件の維持管理義務を課されており、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の5の規定に基づき、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととされている。

この維持管理に関する取扱いについては、法第22条の2及び規則第17条の2に基づき維持管理が適切になされていれば、一定程度の占有物件の構造の安全性が担保されると考えられることから、道路の構造又は交通に支障を及ぼしていない限り、道路法施行規則第4条の5の5の基準に従った維持管理がなされているものと認められることとされている。

## 2 水道施設の計画的な更新(法第22条の4関係)

### (1) 改正の趣旨

水道事業者等は、将来にわたって安定的に水道事業等を経営するため、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を的確に把握した上で、必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある。

そのため、水道施設の計画的な更新に努めなければならない旨の規定を法律に整備するとともに、規則に具体的な実施方法を規定することとした。

(2) 改正内容等

ア 水道事業者等は、長期的な観点から、その給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めるとともに、更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととした（法第 22 条の 4 関係）。

なお、水道施設の「計画的な更新」とは、水需要や水道施設の更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制を適切な規模に見直すことも含め、水道施設の全部又は一部を取り替えることにより、必要な水道施設の機能を維持・向上させることをいう。

イ 水道事業者等は、事業経営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しは、次のとおり作成することとした（規則第 17 条の 4 関係）。

- ・ 30 年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支を試算する。
- ・ 算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の更新需要を算出する。
- ・ 更新需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮する。

ウ 水道事業者等は、イの試算に基づき、10 年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないこととした。

エ 水道事業者等は、収支の見通しを作成したときは、おおむね 3 年から 5 年ごとに見直すよう努めなければならないこととした。

オ 事業に係る収支の試算にあたっては、収益的収支及び資本的収支それぞれの変動要素を適切に考慮することが必要になる。

その際、例えば、以下のような条件を設定した上で、収支を試算することが考えられるので、参考にされたい。

(ア) 収益的収支

科目		条件の設定例
収益的収	給水収益	将来の人口変動や一人当たりの使

科目		条件の設定例
入		用水量の変動を踏まえ、有収水量の変動を見込み、推計
	その他(受託工事収益、受取利息等)	一定(直近の事業年度の実績額が将来にわたって発生)と仮定
収益的支出	減価償却費	既存施設:固定資産台帳に基づき、償却 将来取得施設:法定耐用年数で償却
	維持管理費、動力費、薬品費	過去(5~20年間)の実績から給水量当たりの単価を算定した上で、将来の給水量(有収水量を有収率で割り戻したもの)を乗じて推計
	支払利息	発行済みの企業債等:既定の利率で利息を算定 新規発行の企業債等:過去(5~20年間)の実績から企業債等利率を算定した上で、当該利率と企業債残高を乗じて算定
	その他(人件費、受水費等)	一定(直近の事業年度の実績額が将来にわたって発生)と仮定

(イ) 資本的収支

科目		条件の設定例
資本的収入	企業債収入	各水道事業者等が設定している資金余力を下回った場合に新規発行
	その他(国庫補助金等)	一定(直近の事業年度の実績額が将来にわたって発生)と仮定
資本的支出	建設改良費	更新需要を反映 管路の新設等、確定している事業があれば、更新需要に別途加算
	企業債償還金	発行済みのもの:残存期間で均等償還 新規発行のもの:一定の償還期間(例:20年間)で償還
	その他(他会計への支出金等)	一定(直近の事業年度の実績額が将来にわたって発生)と仮定
資本的収	利益剰余金	未処分利益剰余金と当期純損益を

科目		条件の設定例
支不足額の補てん財源		加算
	損益勘定留保資金	減価償却費等から長期前受金戻入を控除

## 第9 水道施設運営権の設定の許可に関する事項（法第24条の4から第24条の13まで関係）

### 1 改正の趣旨

P F I の一類型である公共施設等運営事業については、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式であり、平成23年のP F I法の一部改正により創設された。

水道事業等においても、平成23年のP F I法改正による創設時より、水道事業等を経営する地方公共団体は、水道事業等の廃止の許可を受けた上で、公共施設等運営権者が法に基づく水道事業等の認可を取得し、水道施設の全部の運営等を担う形であれば、同方式の導入が可能となった。

今回の法改正においては、不測のリスク発生時等に地方公共団体が水道水の供給に責任を負える制度を求める要望も踏まえ、水道事業等の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化する観点から、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設運営権を民間事業者を設定できる仕組みを新たに導入したものである。

ただし、水道施設運営等事業については、あくまで官民連携の選択肢の一つであり、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがあると判断される場合に、地方公共団体の議会の議決を経て、導入されるものである。

### 2 改正内容等

#### (1) 全般的な事項

- ・ 地方公共団体である水道事業者等は水道施設運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとした（法第24条の4関係）。
- ・ 水道施設運営権の設定の許可の申請、許可基準及び水道施設運営権の取消し等の要求その他の事項について定めるものとした（法第24条の5から第24条の13まで関係）。
- ・ 水道施設運営等事業を実施する場合には、水道事業者等は、法第15条に規定する給水義務を果たす観点から、あらかじめ水道施設運営権者との責任分担を明確化した上で、水道施設運営権者に対する適切な監視・監督に必要な体制を整備するとともに、災害時等も想定しつつ、訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施されたい。
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項において、「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。」と規定されている。この「水道の管理者」は

水道法上の水道事業者（水道施設運営権を設定する場合にあっては、地方公共団体）であるが、水道施設運営権を設定する場合であっても、従来どおり「水道の管理者」は水道事業者になるものである。また、法第 24 条第 1 項の消火栓の設置義務については、水道施設運営権を設定する場合にも、従来と同じく水道事業者にあるものである。

## （２）許可申請の手続き

### ア 全般的な事項

- 水道施設運営等事業に関しては、厚生労働大臣認可の水道事業者等であるか都道府県知事認可の水道事業者等であることを問わず、厚生労働大臣に対して申請を行い、水道施設運営権の設定の許可を受けるものである。

そのため、水道施設運営等事業を実施する都道府県知事認可の水道事業者等においては、申請に当たり、事前に水道事業等の認可権を有する都道府県と必要な情報共有を実施されたい。

- この場合、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体は、P F I 法第 5 条及び第 17 条の規定により、実施方針を策定する必要がある。

同方針の策定に当たっては、水道施設運営等事業の設定の許可に係る事務を行う厚生労働省と当該実施方針の内容について事前に十分協議されたい。

また、都道府県知事認可の水道事業者等が水道施設運営等事業を実施する場合においては、厚生労働省は、都道府県とも十分に連携を図りながら、水道施設運営権の設定の許可を行う予定であるので、都道府県におかれては、許可に必要な書類の提供等について協力をお願いしたい。

- このほか、水道施設運営等事業を実施するために P F I 法上必要な手続きについては、内閣府民間資金等活用事業推進室と事前に十分に協議されたい。その際、厚生労働省とも必要な情報共有を実施されたい。

### イ 許可申請書に添付する書類及び図面

水道施設運営等事業を実施する地方公共団体は、水道施設運営権の設定の許可の申請をする際に、許可申請書に水道施設運営等事業実施計画書その他規則で定める書類及び図面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないこととした（法第 24 条の 5 第 1 項関係）。

規則で定める許可申請書に添付する書類及び図面については、以下のとおりとした（規則第 17 条の 9 関係）。

- （ア）申請者が水道施設運営権を設定しようとする P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約

- （イ）水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

### ウ 水道施設運営等事業実施計画書

水道施設運営等事業実施計画書に記載する事項については、法第 24 条の 5 第 3 項に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項として次に掲げるものとした（規則第 17 条の 10 関係）。

- （ア）選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的

能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類

(イ) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法

(ウ) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠

(エ) 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果

(オ) 契約終了時の措置

(3) 水道施設運営権の設定の許可基準

ア 法に定める許可基準

厚生労働大臣は、法第 24 条の 6 の規定に基づき、法第 24 条の 4 第 1 項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならないとした（法第 24 条の 6 関係）。

(ア) 当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。

(イ) 当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして法第 24 条の 8 第 1 項の規定により読み替えられた法第 14 条第 2 項の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。

(ウ) 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

また、上記（ア）から（ウ）を適用する際の必要な技術的細目については規則で定めることとした。

イ 許可基準の技術的細目

- ・ 法第 24 条の 6 第 1 項第 1 号を適用するについて必要な技術的細目については、次に掲げる事項を規定することとした（規則第 17 条の 11 第 1 項関係）。

(ア) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者等との責任分担が明確にされていること。

(イ) 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。

(ウ) 水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者等が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況に関し確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。

(エ) 災害その他非常の場合における水道事業者等及び選定事業者による水道事業等を継続するための措置が、水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(オ) 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者等が行う措置が、水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なもの



のであること。

(カ) 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(キ) 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(ク) 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

- ・ 法第 24 条の 6 第 1 項第 2 号を適用するについて必要な技術的細目については、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の規則第 12 条の 2 及び第 12 条の 4 の要件に適合することとした(規則第 17 条の 11 第 2 項関係)。
- ・ 法第 24 条の 6 第 1 項第 3 号を適用するについて必要な技術的細目については、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業等における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることを規定することとした(規則第 17 条の 11 第 3 項関係)。

#### (4) 水道施設運営権者に対するモニタリング

- ・ 水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は、水道施設運営権者にセルフモニタリングを実施させるとともに、PFI 法等に基づき、自ら水道施設運営権者に対して適切なモニタリングを継続的に実施することが必要である。
- ・ 今回の法改正では、この水道事業者等によるモニタリングに加え、厚生労働大臣が直接水道施設運営権者に対して報告徴収及び立入検査を行うこととした(法第 24 条の 8 の規定に基づき読み替えられた法第 39 条関係)。
- ・ 都道府県知事認可の水道事業者等が水道施設運営等事業を実施する場合、水道事業者等の監督、報告徴収・立入検査は当該都道府県知事、水道施設運営権者の監督、報告徴収・立入検査は厚生労働大臣が行うものであることから、都道府県及び当該水道事業者等の協力が不可欠であるので、これら監督等に当たって確認が必要となる資料の提供や立入検査の立ち会い等、必要な協力をお願いしたい。

ただし、この場合においても、当該水道事業等の認可を受けた水道事業者等が地方公共団体であることは変わらないため、都道府県知事は、水道事業者等が法第 15 条の規定に基づく給水義務等の法的義務を適切に果たせるよう、必要に応じ、法第 39 条の規定に基づき、水道施設運営等事業に係る業務の実施状況も含む水道事業等全体の実施状況に関して、水道事業者等に対する報告徴収等の指導監督権限を行使することが必要である。

## 第 10 専用水道への準用

今回の法改正に関して、法第 34 条第 1 項の規定に基づき、法第 22 条の 2(水道施設の維持及び修繕)の規定については、専用水道の設置者に準用

されること。また、専用水道に置かれた水道技術管理者が従事する事務として、法第 19 条第 2 項第 1 号のとおり、法第 22 条の 2 第 2 項に規定する点検を含むこととされたこと。